

令和6年度小松島市住民税非課税・均等割世帯 臨時特別給付金について

低所得者支援として、国の総合経済対策に基づき、令和6年度新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付します。

給付対象世帯

基準日(令和6年6月3日)時点で小松島市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税の課税状況が次のいずれかに該当する場合。

- 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税となる世帯
- 世帯全員が令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯、または令和6年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- 令和5年度住民税非課税世帯に対する小松島市住民税非課税世帯臨時特別給付金(7万円)または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する小松島市物価高騰対応住民税均等割世帯臨時特別給付金(10万円)の支給対象世帯または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯
- ※未申請の世帯や受給辞退された世帯も含みます
- 世帯全員が、令和6年度住民税均等割等課税者に扶養された方のみで構成された世帯

給付額

1世帯あたり10万円(1世帯1回限り)

ただし、小松島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金で3万円を受給した世帯は、7万円を給付します。

手続方法

7月上旬頃、給付内容が書かれた確認書を送付予定です。確認書に必要な事項を記入のうえ、返信用封筒でご返送ください(切手不要)。

■返送期限 9月30日(月)必着

■給付金の支給時期

市が確認書を受理してから3週間程度が目安です。

注意事項

- 本給付金の支給後、修正申告等で支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。
- DVなどで避難している場合でも給付金を受け取ることができる場合があります。
- 本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」に規定される「物価高騰対策給付金」として小松島市が低所得者世帯へ支給する給付金であり、差押禁止等および非課税の対象となっています。

問 小松島市臨時特別給付金担当

(受付時間:午前8時30分から午後5時15分 平日のみ)

☎38・7710 / FAX32・3738

✉ kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

保健センターで受ける骨検診・集団がん検診のご案内

※完全予約制のため、定員になり次第申込みを終了させていただきます。

申込先

徳島県総合健診センター ☎088・678・3557

受付時間8:30~16:00(土日祝日、お盆期間、年末年始除く)

※検診日の2週間前までに
申し込みください

実施日	項目	受付時間
9月12日(木)	骨・大腸・乳	午後
10月3日(木)	骨・大腸・乳	
10月31日(木)	骨・大腸・乳	

※がん検診は70歳以上の方は無料です。

※がん検診を受けられる方で以下の方は、保健センターへの申請で費用の免除が受けられます。

- ・65歳から69歳で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
- ・生活保護受給者の方
- ・住民税非課税世帯(世帯全員が非課税)の方

骨検診(前腕骨 X 線検査)

- 対象 18歳以上の市民
- 料金 600円(市国保加入者:400円)

乳がん検診(乳房 X 線)

- 対象 40歳以上の市民で令和5年4月以降に受診していない女性
- 料金 1,500円
- ※植込み型ペースメーカー・除細動器装着者、豊胸手術後、V-Pシャントを受けたことのある方は、受診できません。

大腸がん検診(便潜血検査)

- 対象 40歳以上の市民
- 料金 500円(市国保加入者:300円)

言語障がい・聴覚障がい等により電話での申し込みが難しい場合は、下記のFAXまたはメールにてお申し込みください。

問 市保健センター

☎32・3551 ☎32・2500 / FAX32・4145

✉ hokencenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp